

65歳以上の皆さんの介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、40歳以上の人が被保険者となって保険料を納め、介護や支援が必要になったときにサービスを利用できる制度です。

町では、介護保険を健全に運営するために3年ごとに事業の見直しを行い、今後3年間に必要となるサービスの種類や利用者数、費用の見直しを行っています。

高齢化が進み、サービスの利用者数や費用が増大していくことを見込み、平成30年度より65歳以上の皆さん（第1号被保険者）が収める介護保険料を下表のとおり改正しました。

なお、40歳～64歳の皆さん（第2号被保険者）の介護保険料は、加入している医療保険制度（国民健康保険・事業所の健康保険など）ごとに決められ、国民健康保険料や健康保険料に含めて納めることとなっております。

○保険料基準額

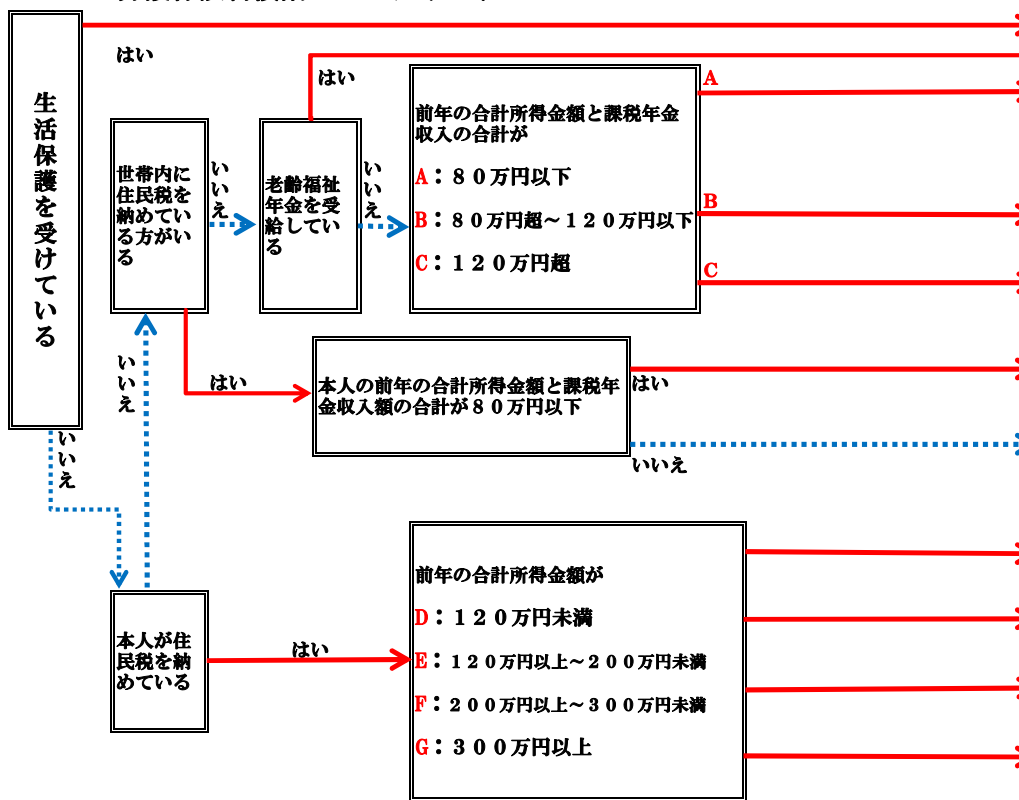
平成27年度～平成29年度
年額 66,000円（月額5,500円）



平成30年度～平成32年度
年額 76,800円（月額6,400円）

平成31年度の保険料は、基準額をもとに各個人の所得など応じて、次の9段階に決定されます。

スタート 介護保険料段階フローチャート



段階	対象となる人	保険料率	保険料（年額）
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下	基準額×0.375	28,800円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超以上120万円以下	基準額×0.625	48,000円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円超	基準額×0.725	55,680円
第4段階	・住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下	基準額×0.9	69,120円
第5段階	・住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超	基準額×1.0	76,800円
第6段階	本人の住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	92,160円
第7段階	本人の住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額×1.3	99,840円
第8段階	本人の住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.5	115,200円
第9段階	本人の住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上	基準額×1.7	130,560円

※老齢福祉年金は明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた人が受けている年金です。

※合計所得金額は収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

介護保険料納入通知書の解説（特にご覧いただきたい箇所を吹き出して記載しています。）

平成31年度の年間保険料を表示しています。

納入通知書（介護保険料額決定通知書）特別徴収（仮徴収）
 平成31年度分の介護保険料額が次のとおり決定しました。通知します。

被保険者番号 被保険者氏名
 決定年月日 令和元年 6月 5日
 決定理由 当初賦課による保険料額決定

年間保険料額 平成31年度に納付する保険料額 76,800円

特別徴収方法等 特別徴収

月	特別徴収	普通徴収	納期	普通徴収の場合の納期限
4月	13,500			
5月				
6月	13,500			
7月				
8月	12,400			
9月				
10月	12,600			
11月				
12月	12,400			
1月				
2月	12,400			
3月				
4月				
計	76,800			
合計額		76,800		

特別徴収の納期ごとの金額が表示されています。

普通徴収の納期ごとの金額が表示されています。

令和2年度の4月、6月、8月の保険料を表示しています。今年度の所得段階で仮に算出した金額ですので、来年度6月に再計算されます。

ご自身の所得段階が表示されています。段階ごとに年間保険料が設定されます。例示の第五段階は年額76,800円となります。

保険料徴収方法等 特別徴収
 特別徴収義務者
 特別徴収対象年金
 普通徴収の場合の振替口座
 金融機関名
 種目 口座番号
 生活保護 ***
 老齢福祉年金 ***
 世帯市町村民税状況 課税
 本人市町村民税状況 非課税
 合計所得金額 0円
 所得段階 H31. 4 ~ R 2. 3 第五所得段階

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。
 令和2年度分 仮徴収予定額開始通知について

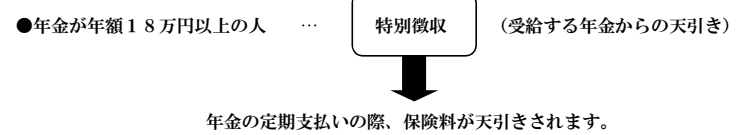
令和2年度 特別徴収額 4月 6月 8月
 12,400 12,400 12,400

令和2年度 保険料の保険料額の算定に用いる所得が確定しない為、その確定する日までの間に算定する所得段階より計算された保険料額によって各納期分を仮徴収します。

取付を
 ① 処分、処分執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 ② 処分、処分執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 ③ その他裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

◎保険料の納め方

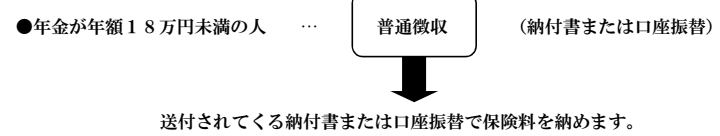
受給している年金の額によって次の2種類に分けられます。
 保険料は65歳になった月（誕生日の前日が属する月）の分から月割で納めます。



- ※前年度から継続して保険料を納めている人は、4・6月は前年度に算定された保険料をもとに納めています。
- ※8月以降は、決定した・年度の保険料から既に納めている保険料を除いた額で納めますので、各納期の保険料が変わる場合があります。

○次の場合は、年金が年額18万円以上でも、特別徴収になるまで納付書で納めます。

- ・年度の途中で新たに65歳（第1号被保険者）になった場合
- ・他の市区町村から転入した場合
- ・年度の途中で年金の受給が始まった場合
- ・所得額の更生などで保険料額が変更になった場合
- ・年金から保険料の天引きができなかった場合
 (年金の支払いが差し止めになった、年金権を担保に供しているなど)



◎口座振替をご利用ください
納付書での納め忘れが心配な人は、口座振替が便利です。

- ・預（貯）金通帳
- ・印かん（通帳の届出印）

をご持参のうえ、指定の金融機関窓口にてお手続きください。
 (肥後銀行・熊本銀行・阿蘇農業協同組合・ゆうちょ銀行)

☆ご注意ください。
 保険料を納める方法は選択することができません。
 年金から保険料の天引きができなかった場合を除き、原則として特別徴収で保険料をおさめます。
 口座振替をお申込みの場合でも、特別徴収で保険料を納めます。
また、特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時的に止めになったり、利用者負担が1割(2割)から3割になったりする措置がとられます。
保険料は必ずお納めください。